

令和元年度 秋田公立美術大学留学等助成金

第1回募集要項

1 目的

秋田公立美術大学の学生が、海外の大学および教育機関等で多様なルーツと出会い、価値の多様性を認め共有できる柔軟な思考を持ち、新しい表現を模索しながらグローバルに活躍できる人材として社会に貢献できるようになることを目的に、海外留学等（短期）に係る渡航費等の一部助成を行う。

2 申請資格

秋田公立美術大学の正規生（学部・大学院生）で、留学願を学長に提出し許可を受けた者。

3 助成対象とする留学等

海外で行う短期の留学、アートプロジェクト参加、ボランティア参加等（以下「留学等」という。）のうち、次に掲げるもの。

- (1) 本学の交流協定校で行う当該協定に基づく留学等。
- (2) 交流協定校以外の海外の大学および教育機関等において行う次に掲げるもの。

ア 協定大学等以外の大学等への留学等

イ 語学研修等を目的とした留学

ウ アートプロジェクト、ワークショップ、アーティスト・イン・レジデンス、シンポジウムへの参加

エ ボランティア、インターンシップへの参加

オ その他学長が認める国際交流

4 対象期間

令和元年度内に終了する短期留学等。 ※短期留学等の期間は、概ね3か月以内

5 助成対象経費

- (1) 目的地までの往復および海外での移動に係る交通費（飛行機、鉄道、長距離バスのうち片道100キロメートル以上のもの）
- (2) 海外旅行保険料
- (3) 予防接種料

6 助成対象外経費

- (1) 特別料金（ビジネス料金、グリーン料金、その他アップグレード料金等）
- (2) タクシー料金
- (3) 他の助成金の対象経費、マイレージ等のポイントを利用する経費

7 申請方法

以下の申請書類を国際交流センターに提出。

(1) 留学願（所定様式）

添付書類：① 留学等計画書（所定様式）、行程表

② 留学等の内容に関するパンフレット等の資料（写し可）

※留学等を行う機関が決定している場合は、受入許可書等の資料

③ パスポートの写し（旅券番号、発行日、有効期限記載ページ）

※パスポート申請手続中の場合は、取得後の提出も可

(2) 秋田公立美術大学留学等助成金支給申請書（所定様式）

添付書類：① 収支予算書（所定様式）

② 収支予算書に係る見積書、請求書、領収書又は金額のわかる書類等の写し

③ 留学等許可通知書の写し

8 申請締切

(1) 留学願 2019年6月21日（金）17:00必着

(2) 助成金支給申請書 2019年6月28日（金）17:00必着

9 選考方法

申請のあった者の留学等の内容について、国際交流センターの審査・選考を経て学長が決定する。

10 助成予定人数

20名（年間予算のうち、国際交流センターにおいて調整）

11 選考決定（第1回分）

6月下旬～7月初旬予定

12 助成額

助成額は、助成対象経費の2分の1以下の額（千円未満の端数切り捨て）とする。ただし、上限10万円とし、年間予算の範囲内で決定する。

13 助成金支給方法

帰国後、報告書等の実績によって支給決定金額の範囲内で支給する。

14 採用者の義務

帰国後以下の書類を速やかに提出

(1) 留学等報告書

(2) 留学等助成金実績報告書兼請求書（所定様式）

(3) 収支決算書（所定様式）

(4) 領収書等の経費支出証拠書類

15 留意事項

(1) 募集は年2回程度行う（5～6月、10～11月予定）。

(2) 渡航期間中の授業については、公欠扱いにはならないため、申請する場合は必ず所属する専攻の教員や、履修科目担当教員の許可を得ること。

(3) 助成金支給決定後に計画に変更が生じた場合や急遽取り止めになった場合は、速やかに支給申請変更・取り下げ書（所定様式）を提出すること。

16 問い合わせ・提出 秋田公立美術大学 国際交流センター事務局（企画課内）

住所 〒010-1632 秋田市新屋大川町 12-3

電話 018-888-8478 メール kokusai@nts.akibi.ac.jp

担当 石井、セイムス